

令和5年第4回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第72号 狭山市いりそ次世代支援センター条例

○債務負担行為を設定した金額の内容は。

- 保育所、児童館含めて施設全体のリース料を設定したものである。リース料の内訳は施設全体の整備費と約10年間の維持管理費に係る経費等である。

○施設の10年後の見通しは。

- 事業期間終了時の約2年前から協議をする予定であり、無償譲渡、再リースなどについて、社会情勢や保育需要等を踏まえて協議をしていく予定である。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第73号 狭山市市民交流センター条例の一部を改正する条例

○ちゃっぼ保育室については、従前通りの朝8時から夜8時までと判断した根拠は。

- ちゃっぼ保育室の一時預かり保育は、3時以降の利用は比較的少ないが、地域の会合や冠婚葬祭等、子どもを同伴できない事情ができたときに預けるところがあるべきだということで、時間の変更はしなかった。

○総合子育て支援センターの職員体制はどうなっているか。

- 正規職員が7名、会計年度任用職員が9名、総勢16名である。会計年度任用職員9名のうち5名は相談員等として配置されている。

○具体的な相談事例と傾向は。

- 深刻なものは比較的少なく、離乳食を始めたけどうまくいかない、排便が不規則などといった相談内容が大部分であると認識している。

○深刻な相談やケアが必要なケースの場合には、どのような連携をして地域支援に繋げるのか。

- 虐待情報を想定されるような相談、センターの相談員ではわからない医療的な面については、前者は、家庭児童相談室と繋がる体制が既に構築されている。後者については、適切な医療機関の診療をすすめるなどの対応をとっている。家庭児童相談室は基本的に土日、祝日は休みであることから、その間、センター職員が、見守りが必要な親子の様子を確認する役割も担っている。その結果について問題があれば、家庭児童相談室とも情報共有をする体制ができている。

○相談できるチャンスを残すという観点でメッセージ機能を重視したアプリケーションでのやり取りや、対面でないコミュニケーション方法として、子育て支援センターが現在利用しているものはあるか。

● SNSのツールを使ったものは活用されていない。L o G oフォームを活用した申請を始めており、また、今まで紙で配布していたチラシ等についても、既存の利用者についてはメール等でお知らせするような方法を考えており、今後は相互にやり取りできるような取組も考えていきたい。

○子育てアプリ「Home Ciao」等のツールを使って、時間外であっても、メッセージや相談内容を送信しておけば、後の開所時間でそれを返信するといった非対面で、それぞれの生活リズムの中で相談ができる形式についても、新しい方策として検討されたい、との意見。

○第3日曜日の休みが増えたが、どのような検討をしたのか。

●今まで総合子育て支援センターは年末年始しか休みがなく、ほぼ無休で勤務していた。長年現場の職員からも休日が欲しいという要望があり、最も影響が少ない形で実施を提案している。

センターは駅前の利便性の良いところに立地しているので他の施設が開いていないときに行くあてがないような親子の居場所となるという役割も果たしていると思われる。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第75号 狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○今後も税負担を増やすことで財政の安定化を図っていくのか。

●財政状況が悪化した場合は、近隣市町村の動向や社会情勢などを注視しながら、税率の見直しをし、財政の安定化を図る。

○今後の値上げのスケジュールは出ているか。

●予定としては、今回の令和6年度と令和8年度に予定している。

○税の軽減や納税相談の周知はどのようにされているのか。

●減免制度の市民への周知については、広報さやま、市の公式ホームページ及び納税通知書の送付の際に同封するパンフレットなどを通じて周知している。納税相談については、加入者から連絡が来た際に、過年度分の分割納付などの支払い方法に関する相談について、収税課を案内している。

○滞納する世帯に対してはこういった形で支払いの相談等の案内をするのか。

●期限が経過した後も、国民健康保険税の納税がない方には、まずは督促状を発することとなる。督促状においては、休日納税相談の周知など、期限内の納税が困難な場合の相談を促している。催告書については、督促状を発した後、なお納税のない方に対して改めて納税を促すとともに、期日を定めた上で、期日までの納税が困難な場合には、具体的な納税の計画について相談をするように、収納担当課で促している。

○改定に踏み切った一番の理由というのは何か。

●一番としては、今後見込まれる歳入不足であり、2番目としては埼玉県の運営方針の中で、その他繰

入金をなくす方針になっている。

また、4方式を2方式にする運営方針も影響する。

○国保の運営協議会の答申から、低所得が多いような現状について配慮をされたい旨が読み取れるが、市として検討したことは。

●今回税率改定をするいくつかの市に減免措置をするのか確認したところ、特にしないという話があった。当市としては、生活に困窮する方に対する減免制度について税率の引き上げに伴い、減免基準を引き上げ、合わせて、一部負担金の適用基準を同様に引き上げる予定である。

○産前産後の減免制度については、申請が必要か。

●原則、申請という形になる。

○申請と減免のタイミングは。また市民の方への周知は、どのような形で行われるのか。

●出産予定日の6か月前から届け出可能となる。

ただし令和5年度については、条例施行日の令和6年1月1日以降から受け付ける。周知については、1月に広報へ載せる予定。

○後からの申請で、適用になるのか。

●事後申請も可能であり、当該年度分は還付になる。本件については、広報さやまや市のホームページにおいて制度の記事を掲載するとともに、市民課、保健センター、こども支援課とも連携し、窓口において案内チラシの配布を行い、周知を図る。

○健康を維持する運動習慣やがん検診等、病気の早期発見についてしっかり取り組まれない、との意見。

○国民健康保険制度を地方自治体の一般会計から繰入をすることなく運営することについての見解は。

●構造的な課題が問題になっている、地域間、自治体間の格差が非常に広がっていく状況になることで国の方も平成30年から県単位で、保険者、市と県で一体となった取り組みが始まっている。市としても今まではほぼ改定は行っていなかった状況になっているが、このままでは小規模な保険者であるほど、格差が広がり負担が大きくなる。国の方でしっかり制度化していただくことも要望していくが、格差によって、国保の財政が破綻することがないように県の運営方針が定められている。それは地域格差を解消して、どこの市町村に住んでいても同じ所得で同じ世帯であれば同じような保険料になることを県、国が目指しており、市としてもそこに向かってしっかりと準備ができればと考えている。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第80号 狭山市社会福祉会館の指定管理者の指定について

○社会福祉会館の改修の予定とその場合の指定管理者の負担割合はどのようなになっているか。

●社会福祉協議会に修繕計画を立てていただいております。毎年公共施設管理課で実施している定期点検の中で、外壁のひび、電源設備、給水ポンプ、空調設備、などの部分について定期的に修繕をしていく予定である。また、基本協定書の中では50万円を上限として20万円ずつの修繕料が指定管理料の中に含まれている。それを超える場合には市の方で実施計画上の予算を計上して、計画的に修繕をしていく予定である。

○今後、社会福祉会館の払い下げ、あるいは買い取りの検討をする予定はあるか。

●公共施設の再編計画の予定もあり、将来的に社会福祉協議会と協議を進めながら、検討していく。

○継続して何年間指定管理者になっているか。

●社会福祉会館が建設された昭和63年から管理委託をし、平成18年度からは指定管理として管理運営をしており、今回で5期目である。

○指定管理者の評価点の推移は。

●前回、5年前の指定管理のときには、数字による評価を行っていないので、違いをここでは答えられない。今回については、5期目となるので、数字で評価をした上で、特命とする判断をした。

○人材発掘や担い手の育成について、どのような提案があったか。

●提案の中では、高校生に関わってもらうための高校生Yumeプロジェクトや、市内大学との連携の中で福祉の人材育成をしていくという提案があった。同時に傾聴講座等を繰り返し実施している中で、担い手となる個人の方はいるが、それが団体として出来上がっていないところが課題になっているので、団体の育成をしていながら、福祉団体として活動していけるものを作っていきたいとの提案があった。

○社会福祉会館で行うクローバープロジェクトの内容とターゲット、年間予算は。

●生理の貧困という名目で、実生活が大変で何か他に相談はないのかということ、生理用品を取りに来たときに把握しながら、他の相談に繋げていくことを目的としているプロジェクトである。

生活に困っていて生理用品を購入できない、あるいは親からの虐待を受けていて生理用品を買い換えることができないという方をターゲットとしている。

予算については、社会福祉協議会の事業の中で予算を組んでいるので、市は把握していない。

○指定管理料について、今回の5年間での増減と要因は。

●前回の指定管理料から1,661万1,000円増額しており、その主な理由は人件費と光熱水費の増加によるものである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第81号 狭山市立祇園保育所の指定管理者の指定について

○今議案の指定管理者との間で、当該法人の目指す保育とのすり合わせはされているのか。

●業務仕様書の中で、祇園保育所の建物の構造や保育室の状況、定員120名の園児数が明記され、さらに待機児童の解消を目指した定員の弾力化にも対応することが盛り込まれている。法人はそういった業務仕様書を踏まえて、対応をしていくことに加え、積極的な提案をしているところも確認をしている。

○現指定管理者が応募しないと言ってきた時期と市が公募を示した時期は

●現法人に公募という話をした時期は、令和4年度末の3月であり、市が公募を公表したのは令和5年7月の上旬である。それを受けて現法人が応募しないという判断に至り、7月の下旬にその意向が示された。

○なぜ公募という形にしたのか、特命という選択肢はなかったのか。

●前回の更新では特命という選択をしたが、このときは平成26年度から指定管理が始まってまだ5年がたったばかりであり、5年間の保育を引き続き続けていくところを重視して特命と判断をした。その後、保育ニーズの多様化がますます進み、発達に課題のあるお子さんの対応や、医療的ケアを必要とするお子さんなどが、保育所に入りたくても入れない現状に、より対応できる積極的な提案を聞く意義が今回はあると考え、元々の指定管理の趣旨に沿って公募という判断をした。

今後についても最適な選択肢を考えていく必要があり、検討は続けたい。

○当該事業者を選定したポイントは。

●まず、医療的ケア児の保育について、都内の保育園で経管栄養、たん吸引のお子さんの受け入れの実績があり、積極的にやっていく姿勢が伺えたこと。

次に、病児病後児保育について、現在病児保育を1か所、病後児保育を2か所実績があり、病児保育への拡充に向けた積極的な姿勢があること。また、社会福祉法人としては珍しくクリニックを2か所運営しており、医療面でのバックアップも非常に安心感があること。

さらに、人員配置については公募の仕様書において、国の人員配置を上回る仕様書の配置よりも更に手厚い人員配置で、プラスアルファの保育士を確保していく提案があったこと。職員が根付く環境として、職員の意見を聞く場を定期的に設けている、研修体系がしっかりしていることが裏付けとなり、非常に離職率が低いことも、今回の選定のポイントになった。

○他の公立保育所に指定管理者制度を導入する考えや計画はあるか。

●現在のところ検討はしていない。少子化ということもあり、今後の公立保育所自体のあり方について、別途、考えていく必要があると認識している。

○公立保育所はどのような形がいいのか、祇園保育所の指定管理者制度を通して、しっかりと総括をして検討されたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第82号 狭山市立狭山台児童館の指定管理者の指定について

○当該事業者を選定したポイントや特徴的な提案は。

●Zoomを使った海外の動物園の体験であるとか、英語学習等の特色がある。当該事業者は家庭に課題がある児童が多いと捉えており、子供の孤立化を防ぐために、誰でも無料で参加できるスマイルランチを開催し、カレー作りを行い、子供の状況を把握し、みんなで食べる共食の場として確立している。また不登校の児童生徒の居場所として、児童館を気軽にいける場として、開放し、受け入れているところも非常に評価できる。

○事業者が取り組んでいる課題や家庭からの相談について、市とどのように情報共有をしているのか。

●気づきや発見があった場合には、速やかに青少年課にまず情報を電話でいただいて、詳しい内容についても文書で報告される。

青少年課はどこに繋ぐのが一番有効かを判断し、家庭児童相談室や、教育委員会、あるいは直接学校の校長などに情報提供して、青少年課が間に入ることによって連携をしている。

○年間でどのくらい相談があるのか。

●狭山台は特に多い。同じ児童・生徒が継続というところもあるので、10～20件ぐらいだと思われる。ほかの館についても、5件程度は相談があり、それを青少年課がつかないでいる。

○不登校児童・生徒のサポートについて、どのように行っているのか。

●不登校のお子さんは、なかなか家から出られないところがあるので、その居場所として学校がやっている時間においても、まずは外に出るところで児童館を利用してもらえればと考えている。受け入れる際にはいくつかのルールを設けており、はじめは、施設職員が話を伺い、学校がやっている時間に児童が来るときには必ず保護者が同行して、児童館まで来たら保護者は帰ってもらっていいとしている。

中学生については、逆に学区以外の遠いところに行きたいという方もあり、最初の保護者との話し合いの後は生徒本人が1人で来る形で受け入れをしている。

○特に出席の扱いや進路の内容については、教育委員会、小中学校の校長等々と緊密に連携して、子供たちやご家庭の努力に応じて認められるような形をぜひ検討されたい、との意見。

○中高生延長タイムについて、以前から実施されていて、今回も企画という認識でよいか？

●児童館の開館時間について、通常の間は短いですが、中高生が利用できる時間までということで、午後7時まで開放している。中高生の利用も膨らませてやっていきたいと提案を受けている。

○特に中高生の利用する内容としては、子供たち同士の交流のみならず、家だと勉強できないので外で勉強したいときに近所で利用できるのは理想的。中高生の利用者の声をぜひ吸い上げて、その後の利用に反映され、経験の積み重ねをされたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 8 3 号 狭山市立広瀬児童館及び狭山市立広瀬小学童保育室分室の指定管理者の指定について

○新たな 5 年間に対する新規提案はあったか。

- 今回、1 つの施設として指定管理をするに当たって、これまで以上の学童保育室と児童館の連携が提案された。Zoom を使った海外の動物園見学を学童の子も児童館の子も一緒に参加することで子供たちの交流を深めていきたいという提案があった。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 8 4 号 狭山市立入曽児童館の指定管理者の指定について

○当該事業者を選定したポイントは。

- 入間市や所沢市等、埼玉県内での実績がかなりあること。市が児童館の課題として捉えている中高生の利用の促進というところと、入曽児童館については、同じ建物内に入曽保育所があり、その連携の提案を評価したこと。保育所との連携というところについては、実際に保育所と児童館が一緒に入っている建物についての指定管理の実績もある。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第 8 5 号 狭山市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

○老人福祉センターの改修計画等々はあるのか、その場合についての指定管理者の負担割合は。

- 今年度、公共施設管理課が実施した建物劣化度調査によると、直ちに修繕が必要と認められる箇所は特にない。

○公共施設再編計画における施設の方針は。

- 宝荘および不老荘については、小中学校や公民館など既存の施設の大規模改修、また建て替えに合わせて、これに機能を複合化し、建物を除却し、借地は返還する計画の方針がある。今回の指定管理期間の中で再度検討することとなる。

○老人福祉センターの中で、フレイル予防や健康づくりを、他課と連携しながら事業を実施する提案、計画等々はあるか？

- 各老人福祉センターにおいては、これまでも介護予防に資するような自主事業を実施している。その際には介護保険課の担当と相談をした上で実施している。

○提案内容にある SNS の活用は具体的にどういったメディアを活用するのか。

- 基本的には狭山市の公式ホームページの他、X（旧ツイッター）といった SNS を活用する。

○老人福祉センターがより活発に市民の方にご利用いただける施設になるよう、指定管理の館の運営者にご検討いただきたい、との意見。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第86号 令和5年度狭山市一般会計補正予算（第6号） 歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金並びに債務負担行為

3款 民生費 について

○民間保育所の整備事業補助金について、交付金の補助率は。

●国が12分の8、市が12分の1、事業者が12分の3である。

○この保育園の入園募集は行っているのか。また、90名定員増の新園設立後、待機児童の見込みは。

●来年4月開所予定であり、既に他の保育園と同じく募集している。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画に沿って整備しており、計画上こちらの保育園が最後の整備となっている。待機児童は、この園の開所により、計画上はおおむね解消に至ると見込んでいる。

4款 衛生費 について

○ふれあい健康センター管理事業費、劣化状況調査等業務委託料についてのスケジュール及び全体のスケジュールは。

●劣化診断については、1月から3月までの間で実施を予定している。

また今後のPFI事業の進捗状況は、実施計画の策定前に基本計画の策定が必要と判断しており、これまで政策調整会議を3回行っている。年内にもう一度政策調整会議を開催後、健康づくり審議会にかけ、1月に政策会議に諮れるように進めており、その後、議会報告やパブリックコメントを予定している。

○当初計画より遅れている気がするが全体計画に影響はないか。

●劣化診断の結果については、3月末ぐらいを予定している。全体のスケジュールでも、実施設計は、当初から7年度内の着手、再開については8年度中を予定しており、年度内ぐらいの幅変動はあると考えている。

○どの時点で、PFIによる事業実施を正式に決定するのか。

●まずVFMの算定をする前の時点で、実施方針の決定があり、その後年度となる。年度内にVFMを出すところまではいかない。

10款 教育費 について

さしたる質疑なし。

債務負担行為 について

○1年単位で約2億円となる祇園保育所の指定管理料債務負担行為について、公立保育所の年間平均管理運営費と同等規模の民間の管理運営費の比較は。

●120名定員の保育所が市内にもあり、運営費を比較するとほとんど同程度である。事務職員の人件費なども含めると、結果的には指定管理の方が費用対効果が高くなる。

○この指定管理料については、病児保育と病後児保育を見越しているのか。

●現在の金額の設定は、病後児保育を前提としたものである。今回の法人は、病児保育も提案をしているので、今後もし病児保育に移行という形になると、金額等については変更が生じる可能性がある。

○今回の債務負担行為は指定管理料の固定部分ということだが、加算部分に含まれる要件は。

●定員の弾力化による児童の受入れなど、増減等があるものや、障害児の受入れ、新たな提案としての病児保育の加算などである。

○加算部分については、指定管理料に加算をされて、必要に応じて毎年の予算書や年度ごとの補正予算に計上されるという認識でよいか。

●予算書の中では指定管理料として計上し、固定部分、加算部分と分けて記載はしていない。加算部分については、状況に応じた積算をし、毎年の予算に計上している。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第87号 令和5年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。